

参議院社会労働委員会會議録第二十一号

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)午
後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君

委員

有馬 英二君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
松岡 平市君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君
光村 基助君
田村 文吉君
坂田 道太君

國務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生大臣官

事務局長

常任委員

会専門員

参考人

衆議院議員

八木 一男君

本日

の會議に付した案件

○公職会開会に関する件

○委員派遣承認要求の件

○結核医療法案(坂本昭君外九名発議)

○国民年金法案(内閣提出、衆議院

送付)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

この際、公職会の開会承認要求に関する件をお諮りいたします。国民年金法案(閣法第一二三号)は、一般的関心及び目的を有する重要案件でありますので、利害関係者及び学識経験者等から意見を聞いて審査の参考に資するため、公職会を開きたいと存じます。

○委員長(久保等君) 御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。公職会の日時、開会、並びに公述人の数、及び選定その他の手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、国民年金法案について公職会開会承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。国民年金法案(閣法第一二三号)審査上の参考に資するため、地方の事情を視察し、本案に対する意見等を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

を議長あて提出することに決定いたしました。

なお、派遣地、派遣委員の数及び人選、日時、調査項目並びに手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することにいたします。

結核の医療費負担のため、健康保険その他の社会保険は、その健全なる運営が著しく阻害せられ、生活保護費の半分は結核医療に消費せられ、わが国における医療社会保険制度確立のためには結核対策が基本であることがいよいよ明白になってきているのであります。

結核の予防及び医療のために現在結核予防法を中核とし結核対策が推進せられ、相当な成果を上げておりますが、結核対策のうちでも最も重要な部分を占める結核医療の観点から現在の結核対策を顧みましますとき、それはなお不十分であるといわざるを得ないと考へるのであります。結核予防法におきましては、適正なる医療の普及及び結核患者の医療費負担の軽減のため、都道府県は、一定範囲の医療に要する費用の二分の一を負担することができ、このこととしてありますが、これだけでは現在の窮乏せる地方財政の実情のもとでは、十分なる効果を期待し得ないと考へるのであります。

従いまして、結核の問題をこの際抜本的に解決いたしましたためには、国の全責任において結核の全医療を行う以外には適切な方途は存在し得ないと信ずるのであります。昭和三十一年度の資料によりは明らかになっておりますように、国民の結核総医療費は、六億数千億円でありまして、国は、すでに結核対策費、生活保護費、社会保険費等を通じては半額に及ぶ三百数十億円を結核に対して負担しているの

あります。本法律案はこのような状況にかんがみ国の全責任において、結核の全医療を行うことによつて、結核患者に対する医療の普及及び徹底をはかり、もつて結核の急速かつ徹底的な減少を期せんとするものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、国は、国の全責任において、医療を要する結核患者に対し、必要なすべての医療の給付を行うことを明確に規定いたしております。すなわち、貧富のいかに問はず、全結核患者が必要な医療の給付を国から受けることができるものとしております。

このことは、現行の結核予防法と比較して画期的意義を有するものと考えます。しかして、その医療の給付は、指定医療機関に委託してこれを行うものとしております。また、その行います医療の範囲は、現在の結核予防法におけるがごとく一定の範囲に限定されることがなく、入院中の食事及び対症療法に至るまでおよそ結核の医療のすべてにわたっております。また、結核の医療の給付を受ける手続といたしましては、受給者の便宜を考慮して、現行結核予防法におけるごとく、事前に都道府県知事の決定を受ける必要がなく、医療を必要とする場合において、直ちに指定医療機関においてその給付を受け得るものとしております。また、国の医療の給付を適正ならしめるため、各保健所に結核診療協議会を置き、医療を要する結核患者であるかど

うかの認定を行わせることとしたしております。

第二に、国がその責任において結核の医療を行うことに伴いまして、健康保険法その他社会保険各法に規定する保険者または共済組合は、結核の医療については、給付をなすことを要しないものとしたしております。この措置によりまして健康保険その他の社会保険の健全なる運営が期待し得るものと考えます。また、結核の医療については、生活保護法の規定による医療扶助は、これを行わず、すべて本法の適用を受けるものとしたしております。

なお、結核療養所の設置及び拡張の勧告及び結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の補助につきましては、現行の結核予防法通り、これを行うものとしたしております。

以上が、本法草案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保等君) 本案に対する質疑は次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) 次に、国民年金法案(閣法第一二三号)を議題といたします。御質疑を願います。なお本日は、政府関係者のほか、八木衆議院議員にも御出席を願ひ、参考意見をお聞かせ願うことになっております。それから、順次御質疑をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私は、今度の政府の年金法案に対して質問をいたしたいと思

います。

今度政府がお出しになりました年金の案を見てみますと、一つの面からいいますと、どうもわれわれは国民年金をやめるのだという国民への訴えと内容を見てみますと、この年金そのものが、たとえば額におきまして、それから今後積み立てる年金の制度の中からは最終的な額におきまして、これがほんとうに今日世界で行われている年金制度としての問題とあわせ見ますときに、非常にかけ離れていると思うのであります。で、本来、今、近代国家のコースとして各国が行なうければならぬことは、やはり一つの面では国民がみんなが楽しめる生活をしていこう、その方法の中には完全雇用、そして生活水準を上げるという施策の問題もございましょう。一面から見ますと、社会保障そのものの、制度を確立して、たとえば非常に困った生活をしておられる方々、それからまた、年寄りで働けなくなった方々はその近代国家の中で生活を見て、人生を全うしてあげていくというものが、今日だんだんと移り変わっていく世相ではなからうか、そういうところに各国が努力をされているのじやなからうか、その社会保障の基本になるのは、何といっても私は医療制度と、それから年金制度だと思ひます。昨年厚生省がお出しになった厚生白書の結論を見ますと、私は非常に大胆に、今の貧富の差、拡大されていくボーダー・ライン層が千百万十万人もある、これが減少するどころか拡大の傾向にある、これにはどうしても社会保障の柱である医療制度と年金制度というものを、よいもの

【参議院】

を作り上げない限りその解消する道はないというような結論を出しておられる、私は非常にいいことをお書きになったと心の中では思っているわけでありまして。そういうものから私は、今度の国民年金を施行しようというお考えが出てきたと推察するわけでございします。そうすると、この国民年金といふものがその貧富の差がはなはだしくなっていく、その柱が医療制度と年金制度だ、その医療制度の問題ももともとよくしなければならぬ段階にきていますけれども、お出しになった年金制度を見てみると、私はもう少し血が通っていないような気がするわけなんです。世間では一つの面では、これは防貧の対策でない、救貧の今まで流れてきた結局慈善や恩恵によって、社会保障制度を組み立てていくという、こういう考え方から抜け切っていないのだ、そういう思想のもとに、社会保障といふものがほんとうに今日の国際的な関係から見て、そういうものでいいのかどうかという議論や批判がたくさんあるところだと私自身はそういう工合に考えております。ですから、私はきょうは質問の一番最初に、外国の年金制度がどういう工合にしかれてるかという点をぜひおわれわれもこの法案審議のために知りたいと思ひます。そういう意味において、われわれが今審議している政府の出しておられるものと対比して考えてみたい、だから外国のおもな国でけっこうでございしますから、ぜひ一つ、この今行われている制度の問題、それからその制度がどういう歴史をもつてきてきたか、こういうものを一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(小山進次郎君) 外国の制度についていろいろ研究することは非常に必要でございまして、これについては私もいろいろやっておりますのでございしますが、一口にこれを申し上げるといふのはなかなかむずかしい問題でございしますので、後刻資料をもちまして、おもな国の年金制度について、たとえば対象がどうなっているか、支給開始年齢がどうなっているか、金額がどういふふうになっているかというふうな、おもな事項をまとめたものを差し上げたいというふうにございまして、さし上げたいと思ひます。なお、個々の国の事例につきましては、特にお尋ねが

ありますれば、私も承知して限りお答えをさせていただきますというふうにさせていただきますと思ひます。

○藤田藤太郎君 わかりました。だいたい前にもらった資料だと思ひますけれども、こういう資料を出しておられますね。こういう資料を今お持ちじゃないですか。これはおもな国としてイギリス、アメリカ、フランス、ニュージーランド、スウェーデン、西ドイツですか、これだけと、日本との法案作成の段階において、外国の方は変らないう資料が出ています。で、これについてはどうですか。御説明を願えませんか。

○政府委員(小山進次郎君) 手もとに持ち合せておりませんので、たとえば先生の方から、イギリスの、これはどうだというふうなふうに引き出していただければ、こですぐ申し上げられ

ると思ひますので、そういうふうにさせていただきますと思ひます。

して、たとえばイギリスの例をとりますと、八千七百六十九円から一万二千四百六十六円、アメリカの例をみると、一万八百円から三万九千六百三十三円、フランスの例をみると、一万一千三百四十三円、こういう工合に、最低が大抵八千円、上は一万円から三万円というものが、今日行われている年金の額ではないかと私は思ひます。で、この額のところが、私の聞きたいのは、この額のところだけ見るのではなく、沿革の中で生まれてきたかということが開きたいわけなんです。これではそういう事項がないわけでありまして、で、非常に残念なわけでございします。だから、今御存じの程度のフランスの、ここに書いてありますけれども、フランスの例を一つ、フランスとイギリスの例をちょっと、詳しいことは資料が出てからお聞きしますけれども、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 私もそう詳しく勉強したわけではございませんけれども、沿革等を考えた場合に、たとえばイギリスのビバリッジ案に織り込まれたのは一九四五、六年ごろからだと思ひます。で、その間には、その間にはむしろニュージール

は、やはり第二次大戦以後ではないかというふうに思います。しかしながら、今、御指摘になりましたように、各国ともいろいろそれができたように、ついでには、その国のいろいろの事情によつて、その立て方におきましても違つてきているのではなからうか。あるいは無拠出制をとっているところもあるし、あるいは拠出制をとっているところもある。あるいはスエーデンとか、あるいはフィンランドとか、あるいはいろいろな非常に人口の少い、そうして割合に国民生活水準の高い国におきましてはどうだというような議論も出てきておるし、あるいはフランスにおきましては、御承知のように、人口問題というものが非常に大きな問題になつてきておつて、いわばその人口が、だんだん出生率が落ちていく、これでは国としてどうもよろしくない、何とかしてある程度出生を高めていかなければならないという事情によりまして、年金を組みます場合におきましては、家族手当というものに中心点を置いて年金が組まれているというように私は聞いております。また、イギリスにおきましては、ちょうど失業問題が非常にやかましいときでございまして、失業問題というような観点からこの年金が生まれていくというようにも聞いておるわけでございます。あるいは日本の――私たちが御審議をわざわざしている問題については、むしろ日本の将来におけるところの老齢人口というものが非常に多くなつてきている。こういうような観点からいたしまして、社会保障制度審議会の答申におきまして、も、どちらかというならば、むしろ老齢者に対する年金というを中心と

して、つまりウェントを置いて御答申になつておるやに聞いているわけでございます。われわれが提出いたしておりますところのこの法案におきましては、その社会保障制度審議会の気持も一面において聞きまして同時に、さればといひまして、母子家庭なりあるいは身体障害の方々というものも全然ウェントを置かないというわけには参りませんので、これとのバランスをとつて実はやつたというふうなわけでございます。従ひまして、その年令開始の問題、あるいは給付の額等につきましても、これはそれぞれの国におけるところの生活水準なり、あるいはまた、国民所得なりあるいは経済力なりというふうなものからのおのづからきまつてくるものでございまして、この点の詳細につきましては小山審議官から御答弁を申し上げたいと思う次第でございます。

○政府委員(小山進次郎君) ただいま大臣がたいく詳しく申し上げたのでありますが、ややかつつまんで系統的に申し上げますと、御承知のように、世界の年金制度は、一八八三年のドイツの退職年金法から始まつているわけでございます。歴史的に申しますならば、年金制度というものは、まず被用者に関する年金制度として発達して参つたわけでございます。これは現実の必要から見ましても、働ける時代はその人の労働によつて生活をしていく、年を取るといふと働いて所得を得るといふことができなくなりますので、それに対する何らかの対策が必要になつてくるという現実的な必要から出て参つたわけでございます。そういうような事情からしてドイツに発達をいたしました

した年金制度が、ややその後ろからイギリスの友愛組合の系統で発達をいたしましたところの共済組合的な制度に引用されて参りまして、ただいま大臣が申し上げたような工合に、イギリスで発展して参つたわけでございます。従つて、今日までできております年金の組み立てなり、ものの考え方というものは、非常に被用者の要素が強いわけでございます。ニュージラードに作られました年金制度は、その意味におきまして、そのときまで主として被用者にしかかつた年金制度からいへば脱皮いたしましたして、国民全般というものを対象にするような年金制度に発達をしていき、それがイギリスにさらにいわば再輸入されて、今日の年金制度の基をなしたというふうなことになるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、たとへば、今日行なつておられるイギリスの一般の国民年金というのは、どれくらいの額で一般国民に施行されているのか、そういうことはおわかりですか。

○政府委員(小山進次郎君) イギリスの年金制度の支給額でございますが、これは月に直しまして百七十四シリン程度になつております。円に直しますと、これはそのときの事情で若干違ひますけれども、八千七百七十円程度というふうになつておるようでございます。

○藤田藤太郎君 八千七百七十円程度。イギリスではこれは何年度でございますか、今実行しているのですか。

○政府委員(小山進次郎君) これは、ただいま実施しているものでございまして、なお、肝心なことを申し落しまして

恐縮でございますが、これは年金を受けます人、当人と、妻と、それに子供一人があるというふうな前提での計算でございます。

○藤田藤太郎君 イギリスの年金の歴史を見ますと、相当古いと思ひます。それで、イギリスが今の保険制度をこしらへるときには、ちょうど五十年から七十年くらいの計画を立てて、段階的に非常に大きな国家の財政支出というものを予定して、最後の段階では全支給額の七割を、八割近くも支給をする、こういう計画のもとに、年金は申すに及ばず、あらゆる制度というものが仕組まれてきておると、私はそう考へておるわけでございます。これは社会保障全般に対する――医療制度からその他みな含むのでありますから、きょう審議しているのは年金でございますけれども、しかし、そういう工合にして国民の生活を上げていく、また、そういう貧困な人はあらゆる総合的な制度の中で守つていくという、その守つていくという思想の中では、国民の自治生活、相互の連帯責任体制の中でそういう施策が貫かれていっている、そういうことだと私は理解をいたしております。そうなる参りますと、今日の段階でどれくらいになりますか、国家支出の問題を、ちよつと本年度あたりの問題を私は調べておられますけれども、そういうやはり大きな将来への希望、それから国の仕組みをそうやっていくという中から生まれてきて、今行われているのが八千七百七十円ですか、こういうものが各個人に支給をされている。こういうことになると、政府の今度の案を見ますと、まあ援護年金は七十才以

上、それから換出年金でございまして、三十年も三十五年も先に月三千五百円にしかならない。今日、日本は大産業国といわれている一つでございまして、それから今度の白書を見まして、昭和九十一一年の標準ベースを中心にして三十二年度生活水準が一二五%にふえた、こういう工合に書いておられます。しかし、それじゃ国の生産力、生産設備の問題はどれだけふえておるかという、今は、今日の経済状況の中で不況という字のもとに、国民生活、国内における購買力の回転、この問題が一つでございましょう。それから貿易の問題もこれは議論すると長くなりますからいたしませんけれども、そういう問題からくる操業度合いというのは二八〇ですから、大体三〇〇%ぐらいが今日の生産性操業度合いだと、そういうことになってきます。

と、私は非常に経済政策の中にも問題が国としてある、これは宝の持ちぐされでなしに、国民がその生産力においてよい生活を享受していく、そういう施策がなせ生まれてこないかという、われわれは非常に追及したい問題だと思っております。しかし、いすれにいたしましても、そういう状態の中で、今直ちに支給する年金が千円、三十五年という相当長い。日本はもともと経済繁栄、経済成長をしなればならぬ途上にあるのに、三千五百円だと、こういう構想と世界の年金、社会保障制度をやっているというこの関係から見ても、私はどうも本腰を入れてこの社会保障制度をよりよいものにしていく、老後の生活、母子、身体障害者の生活を守っていく年金をよくしていくというかまえて私はあるように

には思えない。実際問題として、それじゃこれで生活という問題に、今度は具体的な問題に入って参りますと、生活の援護、それは千円なら千円になるでございましょう。しかし、そういうことでよいのかということになると、今のボーダー・ライン層や、貧富の差が激しくなる、よりよく社会保障を賈く、その柱は年金制度と医療制度なんだと、この法案との関係を見てみると、私は非常に食い違いがあるのじゃないかという感じがするのです。だからこういう状態が進んでいったときに、ほんとうに社会保障によって国民の生活を守るとか、福祉国家にしていこうという考え方というものがこの法案にどういう格好で貫かれておるのか、私はそれをお聞きしたい。

○国務大臣(坂田道太君) 非常に大きなお尋ねでございまして、あるいは的確な答えができないかと思ひますが、しかしながら、やはり日本の国が今後、社会保障制度というものをほんとうに実のあるものにしていかなければならない、そうすることによって、現在厚生白書で示しておりますような百四十万世帯、千何百万人かのボーダー・ライン層というものを解消していききたい、この方向というものははいかなる内閣ができ、いかなる党内閣にとりましても考えていかなければならぬ方向だと思ひわけでございまして。しかも現実のそのような国民生活の実態というものは、厚生白書において示した通りの実態があるわけで、それを満たしていく場合においてすぐ直ちにこの一年で、あるいは二年でその解消が行われるということは、これはなかなかできないものである、これはよその国の例をとりましても、やはり五年なりあるいは十年なりの、制度を、それを運営するところの政府あるいは国民の側の御協力、こういったことによつて、不断の努力によつてこれらのものが充実されていく、こういうふうなことを考えるわけでございまして、とにかく社会保障というものの言葉がほんとうに実のあるものになって参りましたのは、先ほど御答弁を申し上げましたように、第二次大戦後のことであります。ことに日本のように、戦争という苦い経験をいたしまして、そしていろいろの諸制度、経済力は破壊をされ、そうしてこの十年の歳月を経ました。この中において社会保障制度を強く打ち出さなければならぬ事情にあるということとはまた御指摘の通りでございまして、その年金の、つまり社会保障の一つの前提となるものはやはり医療保障であるし、国民皆保険を三十五年度において一応国民全体のものとしたという考えのもとにあるということとは、実はその辺にあるわけ

でございまして。その第二の柱として年金法案の御審議をわずらわしておるわけでございますが、もしわれわれが希望するような理想的な案を立てます場合におきましても、やはり日本の現在の置かれておる経済状態、あるいはまた、その保険料を出し得る能力、あるいはまた、国民所得、あるいは財政経済というものを幾分でも制約を受けざるを得ないような立場も認めざるを得ないわけでございまして、大いなる望みとあるいは希望とを持ち得る法案というものを一方に掲げながら、それについてはやはりわれわれの努力によつてこれを充実していくという方向でやらなければならぬという意味におきまして、たとえば支給額につきましても、あるいは援護年金における給付額につきましても、確かに御指摘の通りに満足すべきものであると私たちは考えておりません。従ひまして、この制度が将来日本の経済が発展する過程において、これが充実されていくところの余地は残していかなければならぬ。従ひまして、開始年等につきましてもこれを引き下げるべき段階に達したならば引き下げていく、あるいはまた、障害等につきましても、今は外部障害に限られておりますけれども、これを内部障害にも及ぼしていこう、あるいは援護年金等についての各種の所得低減等がございするけれども、これも漸次考えていきたい。しかも今日の日本の経済の将来を考えた場合においては、やはりこの諸要求、われわれの希望というものは満たし得るくらいは経済的な力というものは持つておるといふふうに私たちは考えます。そういうような段階にきた場合において、この制度そのものがコンクリートのものであつて、一歩も給付額というものは上げられない、あるいは内部障害等についてはいれない、あるいは所得低減等を緩和できないというものであつては、これはまことに申しわけないわけでございまして、それらのことを包含し得る——しかしながらただいまとしては、この地道な、そうして現実的な形として援護年金については千円、あるいは国民年金につきましては三千五百円という額を考えたわけでございます、これで私たちは、将来においてこれは動かしがたいものであるというふうには考えておらないわけでありまして。しかしながら、今、それならばそれで十分なのか、それでもって憲法に保障されておるところの最低生活が保障できるのかというお尋ねでございます、なかなかこれは満足なお答えが実はできないわけでございます。しかしながら、制度の立て方といたしましては、将来においてわれわれの努力次第ではそれらのものを包含していくことができるというふうな気持ちを持っておりますし、また、そういうことになっておると思ひわけでございまして。

○藤田藤太郎君 お話がありました、私は今の外国の例を引いてお尋ねしたのですけれども、今の日本の政府がおやりになろうとするこの法案は、額においても、私は国民に訴えられたことは非常に大きな違いがあるんじゃないか。それから計画性においても、また、イギリスの例をとりましても、三十八年、四十八年、五十八年という工合に、十年ごとに一つの構想を立ててやつていく。こういう社会保障制度の問題が持ち出されていく。それは裏に返してみると、私はやはり国の経済計画、経済成長の問題とやらはだと思ひます。ですから、経済の成長を今このままの経済力で停頓していいというほどの意欲の人は、私は一人もないと思ひます。今の政府の、大蔵大臣の説明を聞くと、実質六・二%の成長になつてゐるんだということを言われ、そうしてまた一つの面からいくと、五カ年計画、十カ年計画という計画を立てて、そして経済の成長というものをもうこんでおられる。為政者として当然のことだと私は思ひます。だから

ら、そういう工合に経済の成長の度合
いでやって、そして今私の言ったよう
なことを考えるんだと言われるけれど
も、それではどこに、その計画性とい
うものが法律案に出てきているか。私
は非常に大事な問題だと思ふ。どこに
出てきているか。今大臣がおっしゃい
ましたいろいろな構想は、その時限時
限において考えていくんだとおっしゃ
いまして、この法律案のどこにその
ニュアンスが打ち出されているか。あ
なたは経済の成長に見合つて社会保
険年金というものは伸びていくんだと言
うが、それでは法文のどこに盛り込ま
れているかということが、私には納得
できない。そういうことから考える
と、いろいろ批判が出てくるわけだ
から、そこら辺を一つ……

○政府委員(小山道次郎君) まず、イ
ギリスの年金制度について申し上げ
ますけれども、これは結論の方から申
し上げますと、先生がおっしゃるよう
な工合に、将来を見通して大過なきを
期していくということではなくして、
むしろ結果から見ますという、ある
程度無計画な経過措置をやり過ぎま
して、このままにしておきますならば、
イギリスの年金制度は破綻するという
ことで、これは与野党を通じまし
て、いかにこれを解決するかというこ
とが現在問題になっております。これ
はすでに御承知のことでありまして、
でも、いち早く野党であります労働党
は、一昨年、これに報酬比例制を取り
入れることによりまして、イギリスの
年金制度にも一回弾力性と内容の充
実を与えなければいけない、そうしな
いという、伸びていく国民の生活の
水準に追いつけないし、結果的にはイ

ギリスにありますところの国民保険に
よる退職年金制度以外の特殊年金制度
と非常に差が生じてきてまして、年金を
受ける側でも二つの大きな格差が生ま
れていくということで、一つの貴重な
提案をされたわけでありまして、同様な
事情からいたしまして、昨年政府にお
きまして、白書を発表いたしましたし
て、構想は、非常に労働党提案のもの
に根本の考え方は近いのであります
が、やはり報酬比例制を取り入れるこ
とによりまして、一面においては財政
を健全化していく、他面においては内
容を充実していく、こういうようなこ
とに相なつておるわけでございます。
それから伸びていく生活水準の上昇
にどういふふうに対応する規定を盛っ
ているかという問題でございますが、
これはおっしゃる通りに、年金制度と
しては絶えず考えていかなければなら
ぬ問題でございますけれども、これを
制度なりあるいは明文の形で表わして
いる例は私どもの承知しているところ
では非常に少いようでございます。イ
ギリスでは明文をもつてそういうよう
な規定を設けてはおりません。これは
こういうような事情があるわけござい
ます。確かに、将来における生活水
準の上昇を考えますという、年金額
がそれに応じて上つていくということ
は望ましいこととございまして、その
ことだけを考えますならば、ある程度
立法化する事項になりそうなきがする
のでございまして、反面、必ずこれは
保険料の増収を伴うわけでございます
。五年くらいは範囲でありますな
らば、あるいはイギリスの昨年の政府の
提案は十年くらいまでの間に二回とい
う考えを入れた提案になつていよう

でございますが、そのくらいであります
すならば、国民の納得がえ得られます
ならば、五年たつたならば保険料を幾
らに引き上げる、十年たつたならば幾
らに引き上げる、そういう前提で年金
額だけはこういうふうにしていくとい
うことも実際問題としてあり得るわけ
でございますけれども、これが二十
年、三十年ということになりますとい
うと、計画としてなら別といたしまし
て、現実には権利、義務を発生する法律
の規定として年金額は確実にこれだけ
出す、そのかわり将来にわたつて税は
これだけ上げるのだ、必ず取るのだぞ
という、これはなかなか組み合せがむづ
かしい、こういうような事情からいた
しまして、多くの場合、やはり五年目
ごとにそのときの事情に応じて調整を
加えていく、こういう仕組みをとつて
おるわけでございます。今回の政府案
におきましては、考え方は全く同様の
考え方をとおるわけでございます。
生活水準の上昇に対応して弾力性
を絶えず持たしていききたい。それには
あらかじめ将来の保険料の引き上げを
予見して、それに見合うような規定
をしておくということにするわけには
いかぬ。従つて、五年なり九年なりた
ちまして、そのときの事情からいたし
まして、生活水準も上昇して年金額は
もっと引き上げよう、また、それに對
応して国ももちろん出すべきでありま
すが、被保険者なりあるいは一般国民
もある程度負担がふえるということは
当然のこととして受けていく、こう
いうような考えがそこまゝとります
ならば、そのときに調整を加えてい
く、こういうことが実際の問題として
は今まで重立った国の年金の改訂の仕

方として出て参つておるわけござい
ます。政府案の第四条の規定は、およ
そそういうような考え方をもとにした
規定になつております。

○藤田藤太郎君 私のお尋ねしたの
は、生活の問題も一つの要素ござい
ますけれども、経済成長と見合つて社
会保障を推進していくという、全体の
責任のもとに推進をしていく。保険料
とか保険税の調整ということも一つの
問題でございまして、よくいふと、しか
し、計画性というところは国の経済計画
に応じて国がどれだけ社会保障を伸ば
していくかということに基本がなくて
はならぬと私は思ふ。そこをお尋ねし
ておるわけだ。

それからイギリスのお話しが今出ま
したから、これは資料をもつて説明し
ていただきたいと思いますけれども、
しかし、イギリスの生活水準に際して
今の十年々々という段階的なものでは
云々という、そこに異見が出てきたと
いうなら、今の年金の支給額そのもの
をベースにしてどれだけ今日のイギ
リスの国民の生活にマッチしようかとい
うところに、今の比例配分ですか、何
とおっしゃいましたか、比例保険金で
すか、報酬比例ですかに際して云々と
いうことが出てきたけれども、やはり
目的は——説明を聞かなければわかり
ませんが、国民の生活水準にこの状態
ではマッチできるかできないかという
ところから議論が始まったと思つてお
るわけだ。今の支給額を下げようとい
うところから出てきておるものでは
ないと思ふ。だから、そういう意味
で、結局各国が競つて努力しておる
ところは、やはり福祉国家や近代国家へ
の努力の中でどう社会保障を伸ばし生

活を守つていくかというところが私は
基本だと思ふ。だから、そういう構想
というものがからくるなら、最大限今
の経済力の中で、そういう方々の生活
を守つていくということが出てこな
ければならぬと私は思ふわけござい
ます。ちょうど今八木参考人が見えて
おりますから、いろいろと衆議院で論
議をされた社会党案を出された八木参
考人からそういう経済力とそれから社
会保障推進、そういうものの関係にお
いて年金の構造というものはどう持
べきかという御意見がありましたか
ら、一つお聞きしたいと思ひます。

○参考人(八木一男君) 藤田委員の御
質問にお答えをさせていただきますと、
存じます。それに先立ちまして、こ
の年金の關係で私にいろいろ参考意見
を聞く場を持つていただきました参議
院の社会労働委員会にお礼を申し上げ
たいと思ひます。

藤田委員からお聞き下さいましたこ
との背景でございまして、少し藤田
委員と坂田厚生大臣並びに小山審議官
との間で先ほど応答なさつた問題にも
少し触れさせていただきますと存じま
す。何と申しますか、年金額が少いと
いうことを藤田委員が御指摘になりま
して、これは非常に私も同感でござ
いまして、憲法の事例をあけて、憲法の
精神に従つてということが書いてある
わけでございますが、どう考えても
憲法の第二十五条の精神にございま
す健康にして文化的な生活といふもの
を保障する金額と、三千五百円という
ものはマッチいたさないと考えます。
特に最高額が月三千五百円と、その完成
するのが四十年後で、支給開始が四十

五年後でございいますから、現在でも最高三千五百円、まん中辺で月二千元くらい、そのくらいのものが健康で文化的な生活を保障する金額とはどう考へても言えぬと思います。まん中辺の二千元というものは大体生活保護の限度に立ってなされた下着が一枚というような基準で計算される、そういうものが文化的な健康な生活とはだれが何と言ってもできないと思います。しかもそれが四十五年後の目標であつて、こんなことは、いかに政府側が弁明されても、筋が通らないと私どもは考へております。それにつきまして藤田委員が御指摘になりましたように、政府の方がいろいろの経済の問題、国庫負担の問題、個人負担の問題、そういう問題で、まあこの程度しかできない、やむを得ないような御発言がございしましたけれども、藤田委員の御指摘になるように、経済の成長その他の見はからつてこういう問題はきめるべきだと思ふのです。というのは、特に根本の柱でございします拠出年金は将来の問題でございしますから、いろいろな負担も将来に大部分が、かかっておりまするので、将来の見通しの上に立つてやるのが当りまえだと考へております。政府案のおもな参考にされましたのは社会保障制度審議会の年金に対する答申でございします。その審議会の三千五百円という答申を出しましたのは経済成長率をわざわざ一・五%に見まして、それを根底にしてこういうものを、三千五百円程度の答申をしたわけでございます。その点につきましては社会保障制度審議会は根本的に誤まりを犯しておると思います。その他の点については相当傾聴すべき

意見がございまするけれども、これは社会保障制度審議会は社会保障の仕組み、組み立てについては相当の權威がありますけれども、経済成長率については權威をそう認め過ぎてはいけなと思うのです。政府の權威ある経済企画庁が六・五%の長期経済計画をしておられまして、藤田委員が言われましたように、最近計画は少し狂いますけれども、現在でも六・二というようなことを明らかに答弁しておいでになりますし、また、世の中が変わりまして、自民党にかわる政党としての社会党が政權を握りました場合には、当然これ以上の経済拡大をはかることは藤田先生も私も決心をしておるわけでございまして、党の方針としてもきまっておりますので、どうにも少くとも六%以上の経済伸張をすると思ていいんじゃないかと私は考えております。それなのに一・五というような答申をしたようなものをもととして政府案を作られた。政府が大事をとられるにしても、少くとも一・五じゃなくて、これは四くらいの計算で目標を立てられなければいけないと思ひます。それに対して政府の方は、あとから変えるからいい、あとから変えるからということをよく言われますけれども、政府案の内容は完全積み立て方式でございますから、あとで変へることは非常に困難でございます。十年後に年金額を上げてもいいというふうに認識をせられましたも、その後の国庫負担なりその後の保険料は、それでそのとき上げればそれで埋まりまするけれども、十年以前にさかのぼって三千五百円を目標を六十円にした場合には、さかのぼってそこで整えなきゃ

ならぬ。被保険者から取らなければならぬし、国庫負担で埋めなければならぬ。政府の組み立てだとそういうことになる。それで、困難だから、そのとき六千円にしようと考えても、それをまづこざにしてしまつて、これは四千五百円でいいというようなことが必ず起る。見通されている経済の目標の中で安全度は見積つてもいいですけれども、最低できるという見積りのもとでこの計画を組まれるのが当然であらう。少くとも四%組まれなければならぬ。一・五が、社会保障審議会の答申であれば、四%であれば、少くともその答申の精神は、この間違の点だけを修正いたしますと、月一万円くらいの見当に少くともなるべきである。それも非常に少な過ぎると私どもは考えております。制度審議會はしかもそういう精神がありまして、政府が非常に今まで審議會の勸告、答申を、十出せば一くらいしかしないという事態に立つて、それで具体的に政府にやらせるために非常に弱い答申を出したのは、その経過から見ても明らかであります。ですから、制度審議會の答申にあるからというところで政府が御昇解になることは、ほんとうは筋が通らないと考へております。制度審議會のほんとうに拡充したいという意思、その基底になつた間違つて作つた経済伸張率を修正をして、その立場に立つて政府はほんとうに尊重して政府案を組まなければならない。それを組んでおらないところは非常に遺憾だと思ふわけであります。それから第四条の規定で、生活事情の変更その他によつて改訂するということを書いてあることを、今小山審議

官から積極的でない意味の方に言われました。きのうも坂本委員の御質問を拝聴しておったわけでありますが、非常な問題であると思います。生活水準が上ったら上げるという意味であればそれはそれでいい。一項目はつきり書かれて、年金額を上げるとかあるいは改善するとかいう文言が書かれるべきであると思いますし、物価変動に対するスライドという意味であれば、これは別の項ではつきり書かれないうういうふうに二つの重要問題を、ごちゃまぜに書かれると、物価が倍になって貨幣価値が半分になったときに年金額を倍にしなければならぬ要素と、それから経済が伸張して年金額がふえなければならぬ要素を同時に考えられなければならないのを二ぐらいいに、ごまかす、それから片つ方の前進しなければならぬ要素を十にしなければならぬのを二ぐらいいに、ごまかすということで、両方ごちゃまぜにして、これだけ上げたのだからいいじゃないかということを必ず仰せられると思うのですが、物価変動に対する措置と、今少いけれども、将来発展させると言われるなら、その点の措置もはつきり区別して書かれるべきであると思っておりますが、そのときの政府委員の御説明の中で、社会党の条文と比較して、ある意味では社会党よりもいいじゃないかと言われましたけれども、これは非常に当を得ていないと思うのではありません。といますのは、社会党の方は、標目はすでに三千万から一万一千二百五十万という目標を立てているのでありますから、生活水準に対する発展の要素は少くとも今の時点では

九十カ点ぐらいの点数の内容のいい案でありますから、その点は心配ない。物価変動に対しては生計費という言葉を使って、生活水準というあいまいなものとごまかしたそういう卑怯な言葉は使っておりません。でありますから、物価変動に対しては生計費を变えるということをやたっておるのであります。その点では政府案といういろいろ違うので、きのう政府案がある意味ではけしこまりたけれども、不当に社会党言われましましたけれども、一言この場を批判をされましたので、一言この場合に付言しておきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　そこで問題になつてくるのは、今の第四条の問題、生活水準云々というところからかと思ひます。で、私は今問題にしたいのは、やはり経済成長率とそれから計画性の問題、社会保障推進という形の問題が非常に重要な、私は社会保障を進める年金の問題としては重要な課題だと思つておられますけれども、その問題についてはまだなかなか答弁が得られぬわけですから、私は、やはり少くともそういうところから基本的な問題がおかれて、片一方では経済政策の発展をいねがっている国民全般です。担当しているその行政府がそれを延ばしているということと見合つて、この問題を考へていくということとでなければ、私は年金の肝心な骨というものがなくなつていくのじゃないか、ただ要らぬことを言うななれども、たとへば失業保険の問題もその通りでございます。失業保険が昨年の五百六十四億ですか、ことし六百億という黒字が出たら、たとへば政府負担額の三分の一を四分の一に下げて、個人に支給するのは前とは変らないのだと

いう理屈で政府負担を減らしている、
こういうことになりまうと、この今の
年金でもそういう理屈がたとえは将来
つくとしたら、私は大へんなことだと
思うのです。そんなら先ほど大臣や小
山審議官がお答えになったお考えとは
全く逆な方向に法律が勝手に一人歩き
をして出る、それを、本来、今の大臣
がお答えになったようなお気持ちでこの
年金を作られても、法律はそれと離れ
て、勝手にその年金の年金経済だけに
応じて歩いていく、対象が要するに国
民生活を守るとか、老年とか母子、身
体障害者を守るとか、本来の目的から
離れて保険経済に終始していく、維持
しているのじゃないか、こういう格好
にいつては私は大へんだと思うので
す。ですから、何といつても年金をお
立てになつて、私たちは額において
こういうものではなくとも困ると思つて
おります。それから将来の見通しもそ
うであります。今日の額においても困
ると思つておられますけれども、困つ
ていますけれども、なおその先へ、お答
えになったような計画や見通しに際し
てこの法律が進んでいくという、年金そ
のものが、進んでいくという計画がな
いということが非常に私は残念だと思
うのであります。だから、單に四条の
生活云々ということではなしに、もっと
大胆に、この日本の社会保障を進めてい
くためには、経済の問題とあわせて計
画を何年ごととなら何年ごとに立てると
か、そういう具体的な計画はないので
ございませうか、それを一つこれに関連
してお尋ねしておきたいと思つてます。
○政府委員(小山進次郎君) 先ほど申
上げたことがあるいは言葉が足りない
が、この三、四年來議論されてお

条で申し上げていることは、五年ごと
にその問題を検討する、こういうこと
でございませうか、その意味では絶え
ず五年ごとに先々のことを見通した見
当をつける、必要な措置をつける、こ
ういうことに必要のわけでございます。
もう一つ今の問題に関連して、実は衆
議院の御審議の際にいろいろ御検討願
いました問題の一つに、一体政府提案
の国民年金法案はフラット制をとつて
いるけれども、将来ともそうすることが正
えなのか、あるいはそうすることが正
しいと思つておられるのかという御
検討があったのでございませう。この際
に政府側から御説明申し上げましたこ
とは、私どもも将来の姿としては所得
比例を考へたいと思つておる。しか
し、所得比例を取り入れますために
は、いろいろむずかしい条件がござい
ます。これは主として条件については
いろいろの先生方から具体的なお尋ね
がありまして、まあ大体両者ともおお
むね条件としてならむべきものとして
一致いたしましたのは、現在市町村民
税の所得割の賦課については、御承知
の通りいろいろのやり方がございま
す。多くの場合は、市町村当局が市町
村住民の所得をじかにつかまなくとも
も、いろいろな格好で税が課せられ
る、こういうことになつておるわけ
でございますが、一面また地方財政の面
からの要請として、やはり将来の望ま
しい姿としては、各市町村とも同じ仕
組みでもつて所得割をとつていくこと
が必要である。そのためには、市町村
当局がじかに市町村住民の所得をとら
えていくことが必要であるというよう
な角度から、地方税の改正問題という
のがこころ三、四年來議論されてお

す。なかなかむずかしい問題でござい
ますので、にわかには実施できるとい
うことにはなつておりませんけれども、
最近の情勢からいいますと、そういう
論議がありませう場合には、大いにお
賛否両論同じぐらになるという程度
で、もう少ししたつたら、やがてそう
いう方向への踏み切りができようとい
う期待を持つておられる人々がふえて
くるわけではございませう。もしそう
いうことが実現いたしますならば、国民
年金におきましても、国民健康保険に
おきましても、所得に応じて妥当な税
金あるいは保険料をとるということが
できるわけではあります。そういうふう
になりまして、年金額もある程度所得
にたして、年金額もある程度所得比
例の要素を取り入れていく、これはも
しできますならば、生活水準のある程
度の動きに対しては所得比例という
ものが、十分ではございませうけれど
も、ある種の役割はしていただくので
あります。五年ごとにこの所得比例の保
料のきめ方、年金額のきめ方を調節し
て参りますと、おそろく具体的にはそ
の最高限を引き上げ、最低限を引き上
げる、こういうような方向であらうと
思ひますけれども、そうすれば、生活
水準の上昇に対してこの制度が比較的
スムーズに調節をしていくことができ
る、こういうようなことがあり得るわ
けであります。実はこれはもう私
ども立案者としてはしたくしてたくて
しょうがないことなんでございませう
けれども、これをやるための条件は今申
し上げたように非常にむずかしいこ
とと、先ほど申し上げました昨年九月
のイギリスの白書におきましても、イ
ギリスのような歴史の古い国において

も、先ほど申し上げました報酬比例は
一般の被用者についてだけ行うことに
いたしまして、自営業者につきまして
は特にこれは技術的に非常にむずかし
いからというところで、フラット制を維
持することにしておられるわけでは
ございませう。その程度のむずかしさの問題であ
るということを考へますならば、私
どもの現在の準備の状況でそこへ踏み切
ることは、いかにも準備不足で条件の
整備が足りない、こういうことで、で
きるならばこれを次の五年たつた際の
改訂のときには何とか盛り込んでいく
ように努めたい、こういう気持ちで
おるわけではあります。
○藤田藤太郎君 今私がお尋ねした第
一の問題は、将来の計画性の問題なん
です。五年ごとに調整することおしや
いますけれども、それは、ここに出て
くる生活水準その他、著しい変動が生
じた場合」といふことは何を意味して
いる、たとえばインフレ時または物価
変動時というふうなものが明確にこの
その他の事情というところに入つてい
るのかどうかということなんです。そう
いうことも私はやはり重要な問題の一
つだと思つておる。

それから今のフラット制の問題を
おしやいましたけれども、今の国民
健康保険は均等割、所得割、資産割と
いふ、皆保険といわれて、三十五年ま
では全部実施される、国民健康保険に
は均等割五割、所得割三割、資産割二
割、そういう格好にしておられるわけ
です。だから、今小山審議官がむずかし
いとおっしゃつて、イギリスがこうだ
とおっしゃつたことと、国民健康保険
と年金とは少し思想が違ひますから、
これが同じだとは言ひませうけれど
も、そういう問題は太に今後議論を
する問題だと思ひます。だから、その
問題の一点になります。その他の
事情というのは何を意味しているか、
これを一つお答え願ひたい。
○政府委員(小山進次郎君) その他の
事情という中に、先ほど先生がおつ
しやいました物価値の著しい変動と
いふのは当然含まれると、そのことを
意識してこれが規定されております。
○藤田藤太郎君 そうすると、きのう
坂本君がここで質疑をしておつたん
だ、郵便年金の問題が、今の物価値
にして四千何百億というのがはつき
りにされておる、これに何ら打つ手
がないといふことが現実行われてい
るわけですね、きのうの質疑の中
から、大臣や小山さんもお聞きになつて
いたと思ふ。そういうものが片一方に
あるわけですね。片一方にあって、こ
れは今のうちに、物価の値の変動はこ
こに入るのだとおしやいますけれど
も、実際問題として、そういうことを
おしやるなら、なぜ物価値の変動
がきたときにはスライドするならばス
ライドすると法律に書き込まなければ
いか。何かほかか意図があるのです
か、それをお聞きしたい。
○政府委員(小山進次郎君) 意図は全
然ございませう。ただ、法律の規定と
いたしまして、現実の問題としてイ
ンフレーションのようなことがありま
すことは、これはやはりどうしても否
定することのできないことではありま
すけれども、一應、制度を組み立てま
す場合においては、順調に経済が推移
して、そういうようなものがないとい
う表面の前提を置いて規定する、こ
れがやはり多くの場合、普通の例ではな

いかと思ひます。で、昨日も御引用願いましたけれども、単に物価の動きというところだけを検討してみましたところ、イギリスとかアメリカというような、比較的順当な経済の発展をいたして参りました国の場合には、物価水準そのものはさうひどく動いていない。しかし、これは、動かないと見ることはもちろん誤まりでございまして、むしろ現在では経済の順調な発展というものは、まあ一種の微熱状態のもとにおいて起るといふのが大体普通の考え方の方でございまして、生活水準はむしろ非常に上つて、物価水準も微熱ながら上りぎみの状態を続けていく、これが一番望ましい経済の発展の姿だとされておりますから、そのことは当然起り得ると考えなくちゃいかぬと思ひます。しかし、いずれにしても、年金制度を企画する場合に第一に頭に置くべきことは、やはり生活水準の上昇という点に對照して、そのときに予想してきめた年金額というものがどういふふうな意味を持つものになつていくかという点を念頭に置かなければいけません。しかし、あわせて物価水準の——物価水準の非常に激しい変動があるという点も当然、特に日本の場合には考へておかなければいけません、こういうようなことがあつたとしても、それらあわせて含めると、まあこういうふうなことでこのような表現にしたわけでございます。

それから、昨日の郵便年金との関係につきましても、これは昨日も大臣から申し上げましたように、一方は、国が経営はいたしておりますけれども、これは任意年金でございまして、今度の国民年金は、国が経営しているだけで

はなく、国はこれを国民に強制するわけでありまして、で、昨日、坂本先生が最初におっしゃつたように、一体、共同連帯ということの具体的な意味は何かということ、二つおあげになつたのですが、実はもう一つ、やはり強制適用ということが共同連帯ということの具体的な特徴の一つとして出てくるわけでありまして、強制適用ということ、共同連帯ということとを前提にしないでどうしてもこれは正当化されないことなのであります。そういうふうにして、国はいわば、あるいは好まないかもしれないような人々——おれにはそんな年金は将来とも必要はないんだというふうな考え方をする人々に対して強制するのでありますから、当然それは、今後反面の事柄をいたしまして、将来において非常な物価変動等がありした場合に、当然、責任においてそれを解決していかなければいけません、こういう関係に相なる、かように考へていくわけでございます。

○藤田藤太郎君 だから、他意はないけれども書かなかつたということになつて、生活水準という点との関連においては、物価水準の変動という問題も、その他の事情というところに入つておるといふことですね。そういうことならそれで理解が出来ますけれども、そんならなぜそういう工合にお直しにならないかというところが言いたくなるわけですね。そうした方がより明確ですね。回りくどい説明をせられなくても私はいいと思ひます。まああらためてこの関係の問題についてはお聞きしたいと思ひます。

もう一つ私は聞きたいのですが、今度の年金は、今の何らかの制度のあるというものを省いて年金をおやりになる、こうなつておるわけですね。しかし、外国の歴史を見て、被用者年金——軍人ですか、そういうところから年金が出発してきて進んできたのだ。一般的国民年金というところまでは歴史の経過の中からそういう工合に発展してきたのだ、これはさういふ御説明がございました。しかし、政府が第一番に公的年金といわれませんか、そういう年金がある中でその残つたところをとろうということになるわけですね。だから、国民全体を対象にする社会保障制度という概念の中で年金制度という概念を貫いていくということになれば、私は九千万の国民おしなべて年金という一つの筋の通つたものが出てこなければ意義がないと思ひます。そういう点は、まずどういふ工合にお考へになつておるか。今度の法律では公的年金をはずしておられる、その構想を聞きたい。

○国務大臣(坂田道太君) 確かにこの御指摘の点につきましては、頭で考へる場合においては国民全体にこの年金が及ぶというわけでございますが、これは頭の中で考へる場合においては、既存のもの、既存の公的年金というものを一ぺん御破算にして、さうして全部の国民に及ぶというふうな形でやるのが一つの方法かと思ひます。ただ私どもの立て方といたしましては、今度提出いたしました法案、しかもその年金の支給額あるいは支給資格条件等につきましても、将来は別といたしまして、現在の段階におきましては、今まででございますところの公的年金の条件あるいは支給額等よりも実は低いわけでございます。そういうような関係で、われわれといたしましては、現在公的年金制度を有利に受けておられる方々までも強制にこの新年金に移しかえるというところはどうかというような関係で、実は、全然今それらの年金の対象になつておらない中小企業の方であるとか、あるいはまた、零細企業の従業員の方であるとか、あるいはまた、農村の方々であるとか、あるいはまた、農家の方々であるとか、あるいはまた、この年金制度を組んだ。しかしながら、これらの問題については将来においてやばり、この現在でございますところの公的年金制度にもおのおのその沿革なり目的がございまして、しかしながら、いやしくも年金制度——国民年金制度というものを打ち立てる以上は、この公的年金という制度における通算の違はもろんのこと、これからわれわれが打ち出したこの国民年金と通算の措置というものを考へていかなければいけない、こういうふうな考へ方で進んだわけでございます。たとえばイギリスにおいては、私の聞きたるところによりますと、今御指摘になりましたように、一応御破算にして、さうして出発をしたというふうな聞いておりますし、フランスにおきましては、既存の年金制度というものを尊重しつつ、新たにこの農業者やあるいはその他の人々たちを対象として、さうして通算の道等を考へて組んでいくというふうな事情にあるかと思ひます。さうしては、いろいろ国の事情等によりやばり変わつてくるのではなからうかと思ひます。さうしては、私どもといたしましても、やはり現在ある制度というものも幾分尊重しながら漸次改善を

していく、あるいは将来一本にまとめたいという、さういふ漸進的な態度で臨んだわけでございます。

○藤田藤太郎君 さういふことになりましたと、この案とか、除外任意規定がありますね。今、年金の恩恵を受けていない国民に施行するためにこれをやるおしやるなら、要するに奥さんその他のおのずから拠出年金には年限の段階がある。十年までかけぬでいいて、十年分一ぺんにかけたらというふうなものじゃないかと思ひます。この政府の案を見ると、さうすると、奥さんその他もだんだん年が寄つていく。二十才からかけるんだけれども、任意規定ですからかけない人もある。この人がやはりお年寄りになつたら、今の額はともかくといたしまして、一定の年限がきたときには年金を受けるのだが、その人は受けられないということになります。さうすると、さういふ人の生活というものはどういふ格好で、それは保護するという点から一つ年金と、生活保護という点から一つ年金といふものを……

○政府委員(小山進次郎君) ただいま先生が御指摘になつた問題が、実は今後どうきめるかという大きい問題になつていくわけでございます。多少事情を申し上げますと、それについては現在二つの考へ方がございまして、一つは、現在の被用者年金における老齢給付なり、あるいは遺族給付の改善によつてこれを処理していく。御承知の通り、現在の各種公的年金制度における配偶者の扱ひは、二色あるわけでございます。恩給、国家公務員共済組合年金等におきましては、夫だけが年金受給者として老齢年金の場合は登

場する、妻は片りんだに現わさない、
こういうことになっております。これ
に對しまして、厚生年金の保険の老齢
年金におきましては、夫が老齢年金を
もらう際に、妻については加給金とし
て、ちょうど扶養手当と同じような額
をつけたものを受け取ると、こうい
うことになっているわけでありませ
う。この妻が、いずれにしてもそのま
ま、社会保障と申しますか、将来の年金の
あるべき姿から見ても適当でないとい
うことについては、おそらくそれは異
論はないと思ひますが、この点につ
いても、実は若干異論はあることはあ
るであらう。生産年金当時働いて
得た報酬の中からは、妻を養う
報酬も入っていたんだから、それを基
にして三分の一とか半分とかというこ
とで定めた老齢年金の額の中には、い
わば妻を養うもの、言いかえるならば
妻の分というものが若干入っているは
ずだ、だからそれでいいんだという極
端な議論もあることはありますけれ
ども、まあ、いずれにしても、そのま
までいいという考えはそう有力にはな
り得ないと思ひます。それではどうい
うふうに処理するかというのを考えま
す場合に、二つの考え方があつたわけ
であります。イギリスの退職年金制度
のように、夫の年金の際に、夫の分幾
ら、妻の分幾らというようにして年
金をきめると、こういふ考え方が一つ
あるわけでありませう。これをもし日本
の被用者年金系統の年金に適用する
といたしますならば、夫が老齢年金を
もらいます場合に、妻の分幾らと、現
在の加給金というふうな非常に中途半
端になっているものがもつとはつきり
した格好になつて、額も大きくなる、

こういふ行き方が一つあるわけであ
ります。もう一つの行き方は、そうい
うことはなかなかむずかしい、夫の職
場の移動その他を考へてみると、妻は
おいた方がよろしいと。日本の被用者
年金の系統、夫の分幾ら、妻の分幾ら
というふうにするなんというところは、
理論としてはあり得たとしても、とて
も、実際問題としてそこにいけるはず
のものではない。そうすると、結局理
論倒れになるから、実際上の対策とし
ては、妻は全部国民年金のような制度
に直接入れて、そこで老齢保障をや
っていく方がよろしい、こういふ考え
もあるわけでありませう。この二つの考
え方の長短は、実はそれぞれあるわけ
でありませう。私はどちらかとい
うと、ここにおいで八木先生もあとの
立場をとつておられますので、むしろ
自省する意味で前の立場の利点を申し
げますと、前の立場が非常にき
れいに賈けまうと、実は保険料なり保
険税の負担において、被用者自身が負
担するほかに、事業主も負担するとい
うことがそのまゝ適用されますから、
妻のもらいます分の年金についても、
結果的には事業主負担が一部反映して
いくと、こういふ利点があるわけであ
ります。従つて、そういう角度から、
被用者のためにはそちらの発展をとる
方がいじやないかというふうな考え
方を持つておる学者がかなりあるわけ
であります。そういうふうなことで、
この二つの考え方は、私ども一がい
にわれわれが今まで考へておつたこと
がいいというふうな言い切れることは反
省しなくちゃいかぬ。よく両者の考え
方を検討して参りまして、いずれこれ

は社会保障制度審議会で最終的に結論
を調整してもらふべき問題だと思ひま
すが、十分に論議を尽くした上で調整
してもらふべき問題だと思ひますが、
その結論に従つて、いずれにしても妻
の任意加入という形は、そのときには
きれいに整理をつけていきたいと、か
ように考へているわけでありませう。
○藤田藤太郎君　そこで、今政府のお
出しになつてゐるのは、一般国民の被
用者とは離れたところでございませう
から、それで私は妻その他といふこと
を論議しているわけではございませう。
すると、たとえば任意といふことにな
りますと、たゞ深く言つてみれば、か
ける人もかけない人もございませう、
ことだと私は思ひます。そうする
と、Aの人はかかっている、Bの人は
かかっている。強制適用の年金、国民
年金に比べて老齢年金に生活を守つて
いくといふことになると、非常に矛盾
してきやしませんか。私はそう思ひ
ます。だから、さっきの遺族年金その
他でまかなうといふ思想があるなら、
たとへば今の公的年金は、または恩給
ですか、これは本人の半額を妻がもら
う、こういふシステムだと私は記憶し
ておる。それで、夫婦二人のところ
が、一人が死んで、半分もらつて一人
があと生活をする、こういふ一つの額
を目標としておやりになるならとも
かくして、妻の場合は遺族年金その他
でまかなうといふ思想があるなら、な
げ任意にここに出来るか。奥さんの
方は任意でかけておられる。そうした
ら、ある一人の男の人が、政府の案で
いくと三千五百円もらう。その奥さん
がかけておられる。この人も三千五百

円もらえる。そうすると、そのだんな
さんが死んで遺族年金といふものど
んな格好になるかと、そういふことにな
つてきやしませんか。遺族年金の思想
で守つていくとおっしゃるなら、任意
といふ格好なら、一人前かけている人
より以上に奥さんといふ人はもらうと
いふことになりやしませんか。四十
五年後に、そういふ思想の割り切り方
はどういう工合に割り切つておられ
ますか。
○政府委員(小山進次郎君)　私が途中
で御説明申し上げるのを省略してし
まつたわけでありませうが、先ほど申
上げたのは老齢給付における問題であ
ります。ただいま先生が御指摘になつ
た遺族給付につきましては、問題とし
て私も感じておりますのは、額の点
よりも、むしろ現在の各種の公的年金
における受給要件の方に問題を感じ
ておるのでございませう。一番ひどい例は
困窮でございませうが、本人が公務員に
なつて、自分の老齢の際の恩給をもら
うようになる期間勤めていないとい
うと、それまでの間に途中で死んでしま
うといふと、これはもう遺族給付が全
然出ない、こういふ制度になつて
いまして、最近にできて参り
ます制度は、この点が逐次改善されて
おりますけれども、十年程度の在職期
間を要求しておるものが大部分でござ
います。ところがそれでは、十年にな
らないうちに不幸にして配偶者に死な
れてしまったといふ場合には、これは
残された妻及び子供といふのは非常に
困るわけではございませう。これを何と
か解決していかなくちゃいかぬ、解決す
る道としては、一つの道は、できるな
らば十年といふような長い在職を要求

しませんで、たとえばILOの条約等
でも示しておりますような程度、三年
程度に縮めてもらふといふことにな
りますならば、それでも非常にお気の毒
な人は三年未満で夫に死に別れてしま
うといふことはあり得ますけれども、
それならば大体被用者年金の方で適用
を受けている人々の遺族給付の問題
は、実態としては大体解決がつくと、
そういう方向の解決をとつてもら
うか、それがどうしてもそれぞれの年金
制度の事情からしてできにくいとい
うことでありますならば、どうしても今
度は被用者年金の適用を受けている人
の配偶者は、この国民年金の強制適用
者にいたしました、そうしてこちら
の方で母子年金を出していくか、い
づれかの道で、とにかく穴だけはふさぐよ
うにしなくちゃいかぬ、こういふ問題
を感じておるわけではございませう
も、現在のところ、まだ先ほど申し上
げましたような基本問題についてこれ
から社会保障制度審議会が論議するよ
うな状況でございませうので、そうい
う問題をある程度解決する方法とい
つた、任意適用といふ道を今再開
したといふ次第でございまして、い
づれにしても、先生仰せの通りでござ
います。先ほどの老齢給付の場合と同
様に、この問題もいづれはもう少し
つきりした解決をしなければいか
ぬ、かように考へておるわけでは
ございませう。
○藤田藤太郎君　そういう問題を今論
議をして参りますと、どうしても適用
除外の問題が議論の対象になつてくる
わけですね。イギリスは一べん御破算
にして、いふことのお話がありました

けれども、それじゃ今、共済年金とかその他御破算にできるかどうか。今享受している今の実体を下げることができるかという、私は下げられないと思うのです。なかなか下げられない、また下げては困ると思います。そうすれば、どこで年金のレベルを合わせていこうか、将来の目標として、被用者年金と一般国民年金とのバランスをどこでとっていくかという計画がなければ、九千万国民に押しなべて年金制度をしいていこうという考え方は、私はやはり片手落ちになりはせぬかという気がいたします。だから、今の被用者年金の概念というのは、厚生年金あり、共済年金あり、恩給があるという格好ですから、その他にもたくさんありますけれども、だから思想としては、年金制度ということになれば被用者年金なら被用者年金、一般被用者でない国民年金なら年金という形の筋が大筋に立って日本の年金制度という、統合といえますか、一貫したそういう年金制度というものが生まれてこなければ、私は国の政策として、社会保障の柱としての年金の意義というものがだいぶん薄れてくるのではないかと。今、率直に大臣は、額が低いからどうにもならなかったのだと言われた、これは率直な言葉だと私は思います。そういう率直な言葉、額が低いからどうにもならなかったと、気持の上においてはやはり年金の統一といえますか、一般九千万国民、被用者についてはどう、一般国民についてはどうという年金の思想があっても、額がどうにもならなかったという問題になって参りますと、さっきの一番最初の議論に戻ってくるわけですよ。何といっても、それ

ほど年金というのは私は大事なものであると思う。だからやはり統一、統合発展していくという将来へのきざしというもの、私は、私はどの制度を作るにしてもやはり努力をして、それがにじんでいなければ、年金制度の意義というもの、私は非常に薄れていく、私はそう思うのです。この点についても八木議員の意見の一つ聞きたいのですが。

○参考人(八木一男君) 年金制度の今の被用者が抜けている点でございします。これは政府案の非常な欠陥だと私考えております。公的年金制度が非常に多いという政府側の御発言でございしましたが、非常にたくさんございします。少くともその中の形勢の違う恩給とか、それから公共企業体の年金であるとか、そういうものは、新しく入った人から、まともな扱いを被用者年金、労働者年金に入れるというこでいいと思いますが、その根幹である厚生年金保険とのちゃんとした統合くはない、当然考えられなければいけないと思うのです。それと同時に、統合が考えられないということには、制度がむずかしいから統合しないということのほかに、労働者の方の年金に対して、国民年金と比較して同じような措置をとるとしたならば、政府の金がたくさん要るから損だという概念がひそんでいっているのではないかと。それがひそんでいなければ、当然厚生省に坂田厚生大臣あり、小山審議官がおりますから、まともな案くらいできるわけでありまして、金を出さず、気持がいかから、それができないということになるわけですよ。それで厚生年金保険は改正案が用意されておりますけれども、現在の標準は月三千六百円平均であり

ます。二割増しの改正案でございしますから、それにしましても、四千円ちよつとこえたくらいであります。これが通りましてもそういうことになりまして、三千五百円という年金でございまして、それで国庫負担が一割五分でございします。この政府案の国民年金は、保険料に対する五割の国庫負担がございするが、これは給付に對してしまつて三分の一になりまして、三割三分三厘強でございします。で、農漁村の人々に対して三割三分三厘の国庫負担を、そして労働者の、低賃金労働者に対して一割五分の国庫負担でいいというこの思想は、非常に間違つた思想であらうと思ひます。何といひますか、先ほども藤田委員と政府委員との間の座談にありましたように、被用者の年金が先に発足しましたのは、生産手段を持っておらない労働者が、そういう高齢に達するということになった場合に、ほかの店を持てない人々や農地を持てない人々みだりに収入をあげ得ないの、より年金の必要度が多いというところが、そういう沿革も示しておりますが、藤田委員の御意見あるいは政府委員の御答弁中にも、はっきりそれが認められているわけがございします。でございしますから、そういうふうな労働者の側が年金の必要度が多い。その必要度の多い労働者に対して、必要度のややそれより少いと見られるものに對する手当よりも半分くらいははつておく、こういう間違つたやり方はないかと思ひます。それを少し合せようとしたならば、方法は幾らもございします。たとえば、労働者年金の厚生年金保険のフラット分が二千円だ、それを三千五百円なら三千五百円に合せる

ということでも完全通算する道もございします。方法を考えれば、外費二重加入というのをやれば簡単にものは片づくわけでありまして。そこにただ、被用者の負担が逃げられないような措置をすればいいわけでありまして。そういうようなことは考えればすぐ小山さんみたいな頭のない人だつたら考えられると思うのでございしますけれども、それを考えていないのは、労働者の一割五分を三割何分にしたら大蔵省が言うことを聞かない、岸さんがそういうような決断は自分の貧乏追放の言に反してなならないということ、そういうふうになつたということ、あります。そういうことでありまして、これはもう断じていけないと思ひます。厚生年金保険が改正案が出されているのですから、そこに別な制度であつても三千六百円平均を二割増しではなしに、七千円か八千円ぐらいにすることがあれば、一割五分の国庫負担であつても政府案の国民年金の三千五百円に對しては、三割三分ぐらいになればバランスがとれますから、それはいいのですが、ところが、八千円ぐらゐまで上げる御意図はない。それならば、三千七百円、あるいは三千六百円あるいは四千円にとめておいても、国庫負担一割五分を別に三割前後に上げなければバランスがとれない。そういうふうではつたらかされていっている点に非常でない点があると思ひます。通算調整の問題を言われましたけれども、通算調整の問題については、九月の四日にすでに社会保障制度審議会に政府から諮問をされまして学者連を初め私どもも三日間は徹夜にひたしい審議をしてそういうことを出して

おる。出してちゃんと答申は出ています。それが、今度の法に盛つていない通算調整の方式は、政府の方ではじつづつな方式という名前が言われておりますが、制度審議会では凍結方式という名前でお呼びしておりますが、同じものであります。そこで、いろいろの方式が論議されまして、持分移管方式と、二重加入方式の外費と内費と、今の凍結方式という、四つの方式が論議されたわけがございします。最終的に凍結方式がよからうというような答申が出されているのをまだ尊重してこの法案の中に入れておいてならない。そういう準備は整つていない。そういうことは二年後までに考えるということでは、非常に怠慢であらうかと思ひます。

それから、配偶者の問題であります。配偶者の問題につきましても、九月四日から七日ぐらゐでしたかの答申の中に、少くとも妻の老齢給付について、国民年金の中においてでも被用者年金の給付の中においても、どちらでもいなければ、妻の老齢給付について考えなければいけないという答申を出してある。その考える時期は国民年金の発足と同時にしなければいけないという答申を出している。国民年金法はまだ発足したしておりませんが、発足させるためのこの法案が出ておるわけですよ。当然それまでに国民年金法案に入れるか、あるいは、同時に提出しておられる厚生年金の改正法案に入れるか、妻の問題を答申通りやったとは言えないわけですよ。どちらの方法によるのがいいかということは、小山審議官の説明の通りであります。大勢上は一般国民年

金に入れるのが当然だ。しかし、被用者年金に入れておけば、被用者負担によつてカバーされるという利点がございます。しかし、カバーされる方は、当人の年金額を三千五百円ぐらいじゃなく一万円ぐらいまで引き上げなければなりませんし、そちらの方で使用主の負担を吸収することは十分にまだこれから幅があるわけでございますから、そちらで考えてもいい。これは、どっちの方法でもいいわけでございませうけれども、とにかく勤労者の配偶者が年取ったときに、旦那さんが年金がある、妻はない、年金をもらおうと思つたら旦那さんに死んでもらわなければならぬ、こういうことは、御婦人はだれも望んでいないわけでありませう。当然両方が老齢給付がもらえるようにしなければいけないと思つてございませう。この点で、藤田先生や、ここにおられる先生方や、私どもが作り出した社会党案は、完全に労働者を一本にして、一般国民年金と八万四千円の繰で通算が完全にできるよ

うにして、非常に完全にできておる。こういうような手本がありますから、政府が決心すれば、手本通りやれば、すぐできるわけであります。二、三日でできるわけであります。りっぱな手本を差し上げたわけでありませうから、勇敢にやられなければいけない。あとは、結局、金を出す、一割五分と三割三分をならす、三割三分に一割五分を上げるというふうな決心さえつけばすぐできることであります。それから特に通算調整で考えられなきやならないことは、小山さんの言われましたように、途中脱退者が非常に不利になつてゐることであります。厚生年金では、二十年たなければ結局年金がもらえない。それまでは脱退手当になる。脱退手当金になれば、自分の払つた保険料にちよつと利息がついたくらいしかもらえない。使用主の払つた分はもらえない。国庫負担の方はもちろんもらえない。そういうふうな途中転職しなければならぬような不幸な人が、自分の分を仕合せな人についていかれてしまふという非常に重大な結果になります。これは、共済年金においても恩給においても、現実としては同じような形式である。これは、小山審議官がその点を心配しておられるのは非常に當を得ていると思つてあります。當を得ている考え方を持っておられる厚生大臣や厚生省の当局が、それを直すのに勇敢になられなければいけないと思つて。これは即刻に直すために勇敢になられる必要があると私は考えておるわけであります。

○坂本昭君 八木さんにちよつと伺いたいんですけれども、今御説明の中で、厚生年金保険の今度の改正のことも少し触れられましたですね。その中で、フラット部分の二万四千円で、あの二万四千円の問題が、先ほど来出た物価の変動に関連してくるんですけれども、あの二万四千円というのは、昭和二十九年にきまつたフラット部分なんです。そうして、先ほど来、一番最初に物価変動の問題が出てきたのが、今の小山審議官は直接に厚生年金保険の改正についてはおそろく関係がないかもしませんが、やはり政府側として一連の共通のイデオロギを当つておられる点から見まして、私は、二万四千円のフラット部分の昭和二十九年の額が今度の改正の中でも全然持ち出されてない、相変わらず二万四千円というところは、先ほど来いろいろな事情によつて物価の変動のことも考えられるという、る説明がありまして、けれども、何かこういう現実にある厚生年金保険の実情を見ましても、ほんとうに変動に応じて二万四千円を改訂する——二万四千円なら、今ならかなりな額になると思ふんですが、どうも今御説明の中で二万四千円の点について疑問を持つんですが、そういう点いかがでございますか。

○参考人(八木一男君) 坂本委員の御質問の趣旨に私全く同感なわけであります。二万四千円というフラット部分をそういう世の中の変化に従つて上げなければ、実質上、低賃金労働者の年金は下つてくることになると思つて。総体として高給者は損じゃないかと言われるけれども、これは言われるかもしれないけれども、こういうような社会保障の一環の制度では、同じように賃金標準報酬比例で保険料を取つても、もたらう年金ができるだけ最低のものを維持できるようにフラット部分は高くなるべき性質のものであつて、これは当然変動がなくても二万四千円をもつと上げるべきだ。しかも、変動があつたときにそれをそのままにしておくと、こういうことは、本来の趣旨に非常に反したやり方ではないかと思つてございませう。

それから大へん恐縮でございますが、先ほど小山さんの御説明の中に、私の記憶とちよつと違ふ点があるわけでありませう。これは国民年金の似た問題でございます。国民年金に一率制をやめて賃金標準報酬比例とかという収入比例にするという点を考えておると言われることです。これは、一面においては合つてゐる。私ども衆議院で追及いたしましたときには、国民年金の百円、百五十円という額は、住友吉左衛門が入つても百五十円、ボーダー・ラインも百五十円、これではいけない、そこに収入比例制を作るべきだと思つて追及しまして、それはもつともだ、そういうことを考えるべきだと考えておりましたけれども、事務費その他で調査があれだからすぐには考えられない、将来において考えたいというふうな厚生省側の御答弁。そこで、少くとも私どもの追及では、年金額を収入によつて変えろという主張は一回もしたことはない。これは取る保険料は負担能力によつて変えなきゃならぬが、年金額は、今の定額制と同じように、下に厚くなるように、そんなものに比例をつくるようなふうに変えるべきではないと思つて。先ほどの御説明だと、われわれが保険料のフラットを変え、ことを主張したと同時に年金のフラットを変え、ことを主張したように誤解されまふので、そういうことは断じてないことであります。そういうことを言つておりませうので、小山さんもおそらく言葉が少し足りなかつたのじゃないかと思ひますけれども、そういう点がございませう。

○藤田龍太郎君 そこで、今の適用除外の問題を集約いたしますと、お聞きした範囲では、一つの問題は、保険等を九千万円におしなべて要するに年金制度をどういう格好でつけていくかという問題が大きな課題であり、その中で、被用者年金とそれから一般年金との関係をその中でどうするかという問題がある。それからその次の問題として、今の、妻その他任意適用という格好がいかにどうかという問題がこへ出てくるわけでございませう。この三つの問題については、先ほどの話ではなかなか的確な答えが出ない。将来の研究課題だ。将来ではこれは問題にならぬわけですから、本来なら、この法案を出すときに割り切つてこきめていくというのが本来の姿だと思ひますけれども、まあきょうのところは十分に大きな課題として考えていくということをおっしゃつたわけですか。これはまだ来月までやるわけでございませうから、この三つの問題については、ぜひ一つ何らか厚生省でこの問題、適用除外、公的年金との関係、むしろそこには通算の関係も出て参ります。そういう問題で御検討してきていただきたい。何らかの御意見をぜひ私は承りたいと思ひます。これは将来の課題だということだけでは私はいささか問題があるんじゃないかと思ひますから、だからぜひ一つよくお考えになりまして御意見を聞かせを願ひたい。これはお願いしておきます。

○政府委員(小山進次郎君) 私非常に控え目に申し上げたので、あるいはまだ検討してないといふふうにお受け取りになつたかと思ひますが、私はかなりはつきり申し上げたつもりであります。

第一に、現在存在する各種の年金制度を御破算にするというふうな考え方は、今後の国民皆年金の構想を進める場合にこれは全然ございませう。むしろ各種の年金制度を存置しつつこれの調整をはかつて、結果において国民皆年金という実が上るようになつてい

く。これはもう非常にはつきりしている考え方であります。

それから第二の問題について、被用者年金と一般国民年金にまどめるかどうかという問題については、両者について一つの目標を定め、いわば最低基準みたいなものを意識しつつそれに合わせるように努力をしていく。これは現在すでにみんなの考えていることであります。

それから次に、被用者年金をそれじゃ単一の年金制度にまどめるかどうかという点については、むしろ大体政府部内での感じ方は、単一の制度にまどめるといふことにはなるまい、現在あります制度のうちで、たとえば先ほどもお話に出ましたけれども、国家公務員の共済とか、あるいは地方公務員の共済とか、公共企業体の職員とか、こういうようなものは仕事の類似性あるいは勤務の類似性等がありますから、これを将来一本にまどめるかどうかという点は議論としてはあり得ると思えますけれども、おそらく一本の制度にまどめるといふ方向よりも、相互の間の仕組みを努めて同じようにしていくという発展をたどるだろうと思えます。それから厚生年金保険を中心にした被用者年金は、これをものとにして、できるならば途中で分立して参りましたところの農業共済等も、条件が許すならばまた復帰できるように考えていきたい。しかし、これらの厚生年金を中心にした年金制度で一番考えていかなくちやならぬ問題は、これは八木先生おっしゃったように、年金額の充実をはかっていくことでございませう。およそ近代的な年金制度という観点から見ますならば、現在の厚生年金

はこれは非常に低いランクに置かれるという姿になっております。これはぜひよくすることを考えていく、ただ、よくすることについては遺憾ながら保険料の引き上げというのを一部伴うわけでございしますが、この点については比較的理屈をしてくれている方も多いわけでありまして、一面なかなかそういうことでの理解がむずかしいというふうな事情で、今回提案をいたしました御検討願う改正案でもその点の趣旨が十分に現われ切らないのでございませうが、大よそ世界の年金制度を見回してみまして、保険料が千分の三〇、四〇というところで低迷しているような制度はないのでございまして、これはできるならばやはり相当程度引き上げをしていくというのを考えてもらわなければならぬ。同時に、年金額も、現在の三千六百円平均なんというところじゃなくて、おそらくこれはほんとうに私八木先生のお言葉通りだと思えますが、現在の日本にふさわしい年金額としてみて、これの倍ぐらいのところを目標にして、いかにそこへ持っていくかという努力を、これは労使双方——国はもちろんでございませうけれども、労使双方考えていかなくちやならぬ。これは実はもう大議論としては検討済みのごとでございまして、ただ、なかなかそこへ持っていくための道行きが十分にでききっておらないという問題でございませう。

それから第三の被用者年金の適用者の配偶者をどう扱うかという問題は、これは文字通り検討問題でございまして、これは個人としての意見はもちろんいろいろあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、社会保障制度審議会におきまして十分検討をしております。これに基いた調整をはかっていく、これはおそらく調整はとも一カ月や二カ月というわけにはいかない。ある程度時間をかけて問題の所在を十分に国民に理解してもらうような形で審議会でも議論をしてもらうて、いずれにしてもそれぞれの方法には一長一短があるわけでございますから、こういう長所と短所があるけれども、やはりこの方がいいというだけの議を尽しまして、その上で踏み切れるものは踏み切っていくようにいたすべきだ、こういうふうな今日までのところでは議論としては整理しているわけでございます。

○藤田藤太郎君 私の上上げましたのは、被用者年金と今の一般国民年金というものが、国の九千万に對する年金としてみても二本立てにせざるを得ないじゃないか、こういうものの考え方について、この相互の計算や、被用者年金なら被用者年金、いろいろあるのをどういう工合に統合していくか、それと一般国民年金との将来は、要するに老齢期における生活の問題だから、そのバランスをどうとっていくかというところにそういう構想というもの、その内容がどうあつても統一した年金制度、国の年金の仕組みということになりはせぬかということについての御意見が今小山審議官からありましていかうかというところは今のお答えだけでは少し納得がいかなうわけですが、でも、まあそういうものを一つ課題にして御研究や、あるいはお考えを一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(久保等君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(久保等君) 速記を始めて。本案に對する本日の質疑はこの程度にいたしたいと思います。御異議はございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(久保等君) 御異議ないと思ひます。

本日はこれにて散会をいたします。午後四時三十一分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民年金法案(予備審査のため)の付託は二月十三日)